

宮介専発第113号

平成27年12月4日

会員各位

一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会

会長 牛谷義秀（公印省略）

介護保険法第84条等に基づく行政処分事案の発生について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、この度、居宅介護支援事業所の不正受給により行政処分される事案が起きました。

当協会として、この現状を大変遺憾に思います。我々、公正中立を問われる介護支援専門員として、倫理要綱及び法令遵守について更なる徹底をよろしくお願いいたします。

記

1 処分した日

平成27年11月30日（月）

2 処分の内容

内容：6か月間の新規利用受入停止及び6か月間の居宅介護サービス計画費の請求上限を7割とする。（指定の一部の効力停止）

3 期間：平成28年1月1日（金）から平成28年6月30日（木）までの6か月間

4 処分の理由

（1）不正請求（法第84条第1項第6号）

モニタリング等の結果を記録していない状態が1か月以上継続しているにもかかわらず、減算せずに不正に居宅サービス計画費を請求し、受領した。

（2）虚偽答弁（介護保険法第84条第1項第8号）

監査時に、実施記録がない理由について、実際には記録をしていないにもかかわらず、「記録はしていたがデータが飛んだ（消えた）」と虚偽の答弁をした。

5 不正受給額（県調査額）5,564千円

【文書取扱】

一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会 事務局

TEL 0985 - 61 - 1830